

議員発案第 3 号

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める  
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書」を提出するものとする。

令和 7 年 12 月 15 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 小 林 誠

賛 成 者 三条市議会議員 燕 幸 男

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 阿 部 銀 次 郎

## 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書

新潟水俣病は本年5月末日をもって公式確認から60年を迎えた。しかし、今なお未救済の被害者が水俣病であることを求めて裁判を起こしたり、公害健康被害の補償等に関する法律にのっとって認定申請したりするなど、新潟水俣病は終わっていない。

その大きな要因は、最高裁判所が現行の行政認定基準では認められなかった被害者を水俣病と認めたにもかかわらず、救済制度を見直さないことや、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づく被害者発生地域の住民健康調査が確実に行われていないことなどにある。

一方、被害者は高齢化が進み、亡くなる者も後を絶たない。ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟では原告146人中38人が既に亡くなっている、被害者の「生きているうちの解決を」は切実である。

こうしたことから、新潟県議会は水俣病の被害者救済は人道上の緊急課題でもあるとして、昨年の6月定例会において「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書」を全会一致で採択し、国会並びに政府に提出した。また、被害者発生地域の新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の各議会も同様の意見書を9月定例会で採択し、国会並びに政府に提出した。

しかるに、この一年、被害者団体と環境省との解決に向けた協議は全くと言っていいほど進んでおらず、このままでは被害者が亡くなつて水俣病が終息するというあってはならない非人道的な決着を見ることにもなりかねない。

新潟県は、今年も5月に「水俣病被害者の早期救済や抜本的な救済制度の見直しに取り組むこと」とする要望書を環境省に提出し、5月末日の公式確認60年行事において花角新潟県知事は「被害を受けた全ての方々が等しく患者と認められ、救済を受けることができる恒久的な救済制度を確立すること」を宣言している。また、国会では6月19日に超党派が水俣病被害者救済新法案を衆議院に提出し、秋の臨時国会において審議される予定である。

このように、新潟水俣病全被害者の救済は、新潟県民はもとより国民的にも解決しなければならない人道上の緊急課題と言える。

よって国会並びに政府においては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国は、未救済被害者の救済に向けて新たな救済制度を確立すること。
- 2 平成22年4月の特措法に関する閣議決定及び平成23年3月のノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急に実施するよう、被害者団体と協議すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 森 山 昭

[提 出 先]

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 環境大臣